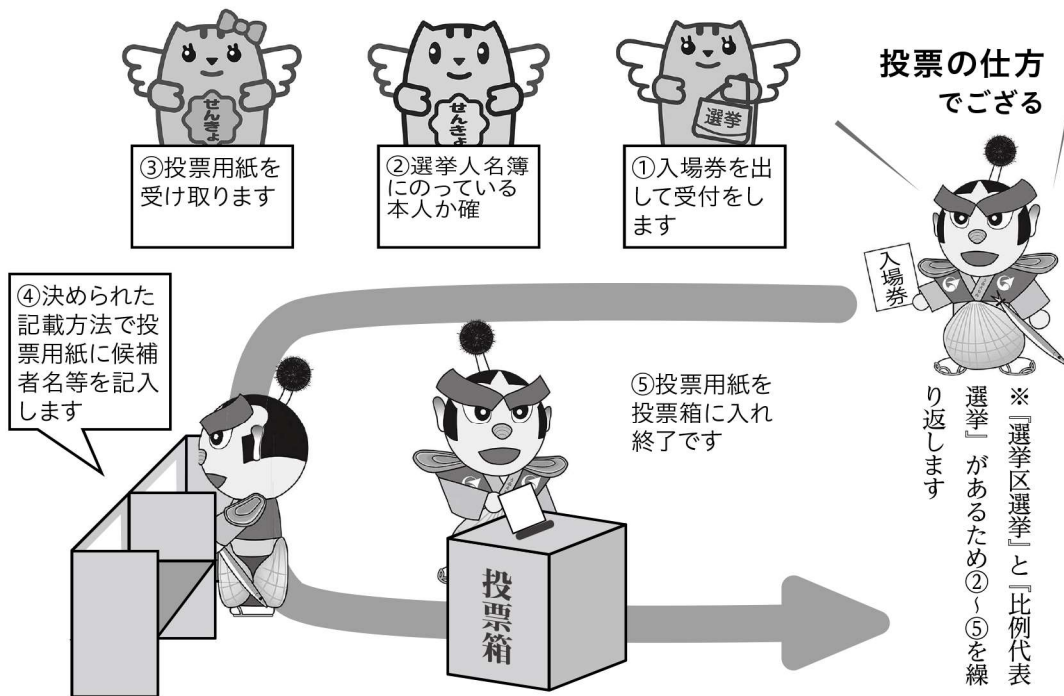


参議院議員選挙へ行こう！

7月20日（日）は投票日



任期満了に伴う第27回参議院議員通常選挙が行われます。日頃からもっている国政への関心をこの選挙で活かし、自覚と良識のある一票を投票しましょう。

●選挙についての問い合わせ
厚岸町選挙管理委員会

投票できる人

平成19年7月21日までに生まれた人で、令和7年4月2日までに厚岸町に転入の届け出を済ませて、令和7年7月2日現在で引き続き3カ月以上本町の住民基本台帳に記録されている人が投票できます。

投票所と投票時間

投票所と投票時間は表のとおりです。なお、6月27日以降に町内で転居した人は、転居前の投票所になります。

投票の注意

▽投票事務をスムーズにするため、入場券を持参してください。期日前投票、不在者投票の場合も同様です。

▽入場券は、選挙人毎に順次発送予定ですので、到着に前後がある場合があります。なお、入場券を紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、各投票所までお越しください。

▽投票は、先に候補者名を記入する『選挙区選出議員選挙』、次に政党名または候補者名のいずれかを記入する『比例代表選出議員選挙』の順に行います。

▽身体が不自由または字が書けない人は、代理投票ができますので係員に申し出てください。選挙人の秘密

は守ります。

期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで自分の投票区にいない人は、事前に期日前投票を行ってください。

期日前投票を行う際は、入場券の裏面に記載された期日前投票宣誓書に必要事項を記入し、期日前投票所に持参してください。スムーズに期日前投票ができます。入場券を持参しない場合は、期日前投票所で宣誓書を記入してください。

●期間／7月4日（金）から19日（土）

●時間／8時30分から20時

●場所／役場庁舎1階選挙管理委員会事務室（中会議室）

病院などのできる不在者投票

不在者投票ができる病院や施設に入院、入所している人は、その場所で投票ができます。投票を希望する人は、入院している病院の院長、入所している施設の施設長またはその代理人に投票用紙などの請求を依頼してください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障がいなどがあるため、投票所に行けない人は、自宅で郵便による投票ができます。この場